

○宮城県告示第千百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称

仙台市

二 事業の種類

(仮称) 旭ヶ丘駅前公共施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

(仮称) 旭ヶ丘駅前公共施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、仙台市が（仮称）青葉障害者福祉センター、（仮称）仙台市身体障害者総合支援センター、（仮称）仙台市旭ヶ丘温水プール及び仙台市旭ヶ丘市民センターを整備しようとするものである。（仮称）青葉障害者福祉センターは、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設」、（仮称）仙台市身体障害者総合支援センターは、同条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」、（仮称）仙台市旭ヶ丘温水プールは、同条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」、仙台市旭ヶ丘市民センターは、同条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」及び同条第十九号に掲げる「市町村が消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）によって設置する消防の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である仙台市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

ア (仮称) 青葉障害者福祉センター

障害者を取り巻く環境は、障害の重度化や重複化及び障害者、介護者の高齢化、さらには介護保険制度や支援費制度の導入などにより大きく変化している。そのため、仙台市では時代に対応した新たな視点を盛り込みながら障害者施策のより一層の推進を図るための基本計画として「仙台市障害者保健福祉計画」を策定しており、その計画に基づき障害者福祉センターの各区への整備を進めている。

本件事業のうち (仮称) 青葉障害者福祉センターは、在宅の障害者に対し地域住民との交

流やレクリエーションの機会を提供するとともに、デイサービス事業や在宅福祉サービスの利用援助、介護相談及び情報の提供などを総合的に支援する事業を行う施設として整備するものである。

(仮称) 青葉障害者福祉センターを整備することは、障害者が自己選択、自己決定により、障害者一人ひとりが尊厳をもってその人らしい自立した生活を地域で送ることができる社会の実現につながるものであり得られる公共の利益は大きいと認められる。

#### イ (仮称) 仙台市身体障害者総合支援センター

障害者が地域社会の構成員として主体的に生活するためには、その自立を促すための支援が必要である。各人が持つ能力を最大限に伸ばし活用するためには、医学的リハビリテーション、就労、教育など総合的リハビリテーションが地域生活に即した形で行われることが重要であり、在宅の障害者ができるだけ身近な地域においてリハビリテーションを受けられるシステムの確立が急務となっている。

本事業のうち (仮称) 仙台市身体障害者総合支援センターは、リハビリテーションシステムの核となる施設で、身体障害者の地域生活を支援するための新たな支援システムの構築や具体的サービスの開発、専門機関として施設入所・補装具交付等の適否についての医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、在宅身体障害者や家族等に対する地域生活の専門的・総合的な支援機関として地域リハビリテーションの研究・普及や活動支援、情報の収集・提供、研修の企画等を担う施設として整備するものである。

(仮称) 仙台市身体障害者総合支援センターを整備することは、障害者が主体的に地域社会に参加し、自立した生活を安心して送ることができる社会につながるものであり得られる公共の利益は大きいと認められる。

#### ウ (仮称) 仙台市旭ヶ丘温水プール

近年、労働時間の短縮や週休二日制の定着、さらには平均寿命の伸長が進みライフスタイルが多様化・個性化しており、これに対応したスポーツ環境づくりが求められている。仙台市では、仙台市スポーツ振興基本計画「せんだいスポーツ元気プラン」における主要な施策のひとつとして「スポーツ施設の整備・拡充」を掲げ、すべての人が利用しやすい身近なスポーツ施設の整備や地域の特色、全市的なバランス、アクセス環境を考慮した施設配置など、ニーズに対するスポーツ施設を体系的・計画的に整備を進めている。また、仙台市が平成十七年に実施した「仙台市スポーツに関するアンケート」において、水泳は、「この一年間で行ったスポーツ」で3位、「今後行いたいスポーツ」で2位という結果であり、気軽でかつ継続して取り組めるスポーツとして市民の関心が高いことを示している。

本事業のうち (仮称) 仙台市旭ヶ丘温水プールは、市民ニーズの高い温水プールを整備するもので、アクセス環境も考慮されることから市民にとって利便性が高く、一層市民の健康づくりを促進するものであり、生きがいと活力に満ちた市民生活に寄与するものであることから得られる公共の利益は大きいと認められる。

#### エ 仙台市旭ヶ丘市民センター

仙台市では子供から高齢者まで広く住民がふれあう「共生」の視点のもとに、地域活動の拠点となる市民センター、コミュニティ・センターなどの身近な地域施設を小学校区または中学校区を単位として計画的に整備する「コミュニティ・プラザ構想」を推進している。

近年、自由時間の増大や高齢化の進展、ライフスタイルの変化などによって、生活により

一層のゆとりと生きがいが求められ、生活に創造的な豊かさを生み出す活動の場として地域が見直され始め、また、青少年の育成や高齢者への援助、防災、環境美化など地域の連帯がなければ解決の難しい課題が増え、地域住民の世代を超えた主体的な相互扶助への期待が高まっており、こうした活動の場として市民センター・コミュニティ・センターが活用されている。

現在の旭ヶ丘市民センターは、商業施設として計画された建物を暫定的に利用する形で昭和六十年に開館していることから他の標準的な同施設に比べ施設機能が不足している状況である。また、地下鉄旭ヶ丘駅に隣接しているという立地状況から施設利用者は多く、地区の各種団体の活動も活発化しているが、多目的ホールや調理実習室などがないため室内競技や料理教室などの活動はできない状況となっている。

本事業のうち仙台市旭ヶ丘市民センターは、既存の旭ヶ丘市民センターに多目的ホール、調理実習室、市民活動室、防災資機材倉庫等の増設を行うものであり、地域住民の自治活動、文化・レクリエーション活動、福祉活動及び防災研修等の活動の場として広く活用されるものであり得られる公共の利益は大きいと認められる。

#### (2) 本事業の施行により失われる利益について

本事業の起業地において、希少動植物や文化財等は確認されておらず、また、工事施工中の騒音については、騒音規制法に定める規制基準を遵守することから影響は軽微であると認められる。

#### (3) 代替案について

本事業の起業地は、地域住民の交通利便性、周辺の環境、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された三候補地の比較検討を経て決定されており、合理的なものと認められる。

#### (4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(3)で述べたとおり本事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

#### (1) 本事業を早期に施行する必要性について

本事業の各施設については、以下の理由から早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### ア (仮称) 青葉障害者福祉センター

仙台市においては、障害者福祉センターの各区への整備を進めており、(仮称) 青葉障害者福祉センターは、施設が未整備である青葉区に整備するものである。現在、青葉区の障害者、高齢者数は市内5区の中で最も多く、年々増加傾向にあり、青葉区内の利用者は、他区の施設を利用せざるを得ない状況であることから早急な整備が必要とされているものである。

##### イ (仮称) 仙台市身体障害者総合支援センター

(仮称) 仙台市身体障害者総合支援センターは、障害者の自立の支援を行うものであるが、障害者を取り巻く状況が大きく変化している中において在宅の障害者ができるだけ身近な地域においてリハビリテーションを受けられるシステムを確立し、専門的、総合的な支援を行うことが急務になっており、早急な整備が必要とされているものである。

ウ (仮称) 仙台市旭ヶ丘温水プール

温水プールは、市民の関心が高く、市内の既存の温水プールでは利用者数が増加の一途をたどっており休日などには入場制限を行うときもあり、また、地元住民からの整備の要望もあることから早急な整備が必要とされているものである。

エ 仙台市旭ヶ丘市民センター

旭ヶ丘市民センターは、地下鉄旭ヶ丘駅に隣接していることから施設利用者は多く、地区的各種団体の活動も活発であるが、標準的な市民センターに比べ施設が不足している状況であり、当該地区の住民は近隣の地区施設を利用している状況でもあることから十分な活動ができない環境となっており、早急な整備が必要とされているものである。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本事業に係る起業地の範囲は、各施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

仙台市青葉区役所（区民部総務課）